

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(決裁)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事又は厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難い事案については、この限りでない。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 }</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、本部の事務組織の<u>秘書・広報室及び監査室</u>（以下「<u>秘書・広報室等</u>」という。）、各部並びに各センターの長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。</p> <p>(決裁における事前承認)</p> <p>第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事又は副学長の、理事又は副学長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の部長又はセンター長の、部長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の課長又は室長の承認を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>秘書・広報室等</u>にあつては、総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ<u>秘書・広報室等の長</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(決裁)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 }</p> <p>2 }</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、本部の事務組織の<u>監査室</u>、各部並びに各センターの長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。</p> <p>(決裁における事前承認)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>監査室</u>にあつては、総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ<u>監査室長</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月11日から施行し、平成20年10月1日から適用する。</p>

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (同左)	
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条、第3条第3号、第12条(第5号及び第8号における訟務に関するものを除く。)、第13条(第3号を除く。)から第15条まで、第24条第1号並びに第30条及び第31条に定める事項	総務・人事・広報担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条第3号、第11条(第11号を除く。)、第12条、第13条(第2号のうち教員に関するもの及び第3号を除く。)まで、第14条(第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものを除く。)、第15条、第17条第1号及び第6号、第24条第1号及び第5号並びに第30条に定める事項	総務・人事・広報担当の理事
分掌規程第12条第5号、第7号(特に重要なものに限る。)及び第8号(リスク管理に関するものを除く。)、第13条第3号、第23条並びに人権に関する事項	法務・安全管理担当の理事		
分掌規程第5条、第6条(第2号を除く。)及び第7条(特に重要なものに限る。)に定める事項	教育・学生担当の理事	分掌規程第4条、第5条(第2号を除く。)、第6条(特に重要なものに限る。)、第10条及び第29条(第1号及び第3号のうち留学生に関するもの並びに第4号に限る。)に定める事項	教育・学生・国際(教育)担当の理事
分掌規程第4条、第6条第2号、第11条(厚生補導に関するものうち特に重要なものに限る。)、第26条及び第27条に定める事項	副学長	分掌規程第3条、第5条第2号、第10条(厚生補導に関するものうち特に重要なものに限る。)、第26条及び第27条に定める事項	副学長
分掌規程第8条及び第9条、第18条及び第19条、第28条並びに第32条及び第33条に定める事項	研究・財務担当の理事	分掌規程第7条、第9条、第28条及び第29条(第1号及び第3号のうち留学生に関するもの並びに第4号を除く。)に定める事項	研究・国際(研究)担当の理事
分掌規程第10条及び第11条、第24条(第1号を除く。)、第25条、第29条及び第35条に定める事項	国際交流・情報基盤担当の理事	分掌規程第8条、第18条、第19条、第31条及び第32条に定める事項	財務・産官学連携担当の理事
分掌規程第16条及び第17条に定める事項	企画・評価担当の理事	分掌規程第13条第2号(教員に関するものに限る。)及び第3号、第14条(第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものに限る。)、第16条、第17条第2号及び第5号に定める事項並びに人権に関する事項	企画・評価担当の理事
分掌規程第20条から第22条まで及び第34条に定める事項	施設担当の理事	分掌規程第20条から第24条(第1号及び第5号を除く。)まで、第25条、第33条及び第34条に定める事項	施設・情報担当の理事
		分掌規程第11条第11号、第17条第3号及び第4号に定める事項並びに基金、財団その他外部戦略に関する事項	外部戦略担当の理事

改 正 前	改 正 後
<p>別表第3（第4条関係） （中 略）</p> <p>注）</p> <p>1 秘書・広報室等及び各センターの長の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認並びに週休日の振替及び代休日の指定に関する事項の専決者は、当該組織の長とする。</p> <p>2 次表左欄に掲げる秘書・広報室等及び各センターの長の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認に関する事項の決裁者又は専決者は、同表右欄に掲げる者とする。</p> <p>秘書・広報室等 総長 学生センター、キャリアサポートセンター 学生部長 競争的資金サポートセンター 研究推進部長 国際交流サービスオフィス 国際部長 広報センター、人事・共済事務センター 総務部長 出納事務センター、契約・資産事務センター 財務部長 施設サポートセンター 施設環境部長 情報システム管理センター 情報環境部長</p> <p>3 （略）</p>	<p>別表第3（第4条関係）</p> <p>注）</p> <p>1 <u>監査室</u>及び各センターの長の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認並びに週休日の振替及び代休日の指定に関する事項の専決者は、当該組織の長とする。</p> <p>2 次表左欄に掲げる<u>監査室</u>及び各センターの長の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認に関する事項の決裁者又は専決者は、同表右欄に掲げる者とする。</p> <p><u>監査室</u> 総長 学生センター、キャリアサポートセンター 学生部長 競争的資金サポートセンター 研究推進部長 国際交流サービスオフィス 国際部長 人事・共済事務センター 総務部長</p> <p>出納事務センター、契約・資産事務センター 財務部長 施設サポートセンター 施設環境部長 情報システム管理センター 情報環境部長</p> <p>3 （同 左）</p>